

医薬発第0325001号
平成14年3月25日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特別区区長} \end{array} \right\}$ 殿

厚生労働省医薬局長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成14年政令第63号）（別添1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第30号）（別添2）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。
 ふつ
弗化スルフリル及びこれを含む製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
4 - クロロ - 3 - エチル - 1 - メチル - N - [4 - (パラトリルオキシ) ベンジル] ピラゾール - 5 - カルボキサミド及びこれを含む製剤
- 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
(S) - α - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1 R , 3 R) - 2 , 2 - ジメチル - 3 - (2 - メチル - 1 - プロペニル) - 1 - シクロプロパンカルボキシラートと (R) - α - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1 R , 3 R) - 2 , 2 - ジメチル - 3 - (2 - メチル - 1 - プロペニル) - 1 - シクロプロパンカルボキシラートとの混合物 ((S) - α - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1 R , 3 R) - 2 , 2 - ジメチル - 3 - (2 - メチル - 1 - プロペニル) - 1 - シクロプロパンカルボキシラート 91%以上99%以下を含む、かつ、(R) - α - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1 R , 3 R) - 2 , 2 - ジメチル - 3

- (2 - メチル - 1 - プロペニル) - 1 - シクロプロパンカルボキシラート 1 % 以上 9 % 以下を含有するものに限る。) 1 0 % 以下を含有するマイクロカプセル製剤

4 施行期日

平成 1 4 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。ただし、第 1 の 3 の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

新たに毒物に指定された第 1 の 1 に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成 1 4 年 4 月 1 日 (施行日) 現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成 1 4 年 6 月 3 0 日までは、毒物及び劇物取締法 (昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号。以下「法」という。) 第 3 条 (禁止規定) 、第 7 条 (毒物劇物取扱責任者) 及び第 9 条 (登録の変更) の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成 1 4 年 6 月 3 0 日までは、法第 1 2 条 (毒物又は劇物の表示) 第 1 項 (法第 2 2 条第 5 項において準用する場合も含む。) 及び第 2 項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うことを指導すること。また、現に存する物に関しても、法第 1 2 条第 3 項、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 5 条の 2、第 1 6 条等の経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

6 その他

今回の改正に対応した登録事務を電子情報処理組織によって円滑に取り扱うことができるよう、体制の整備を進めているところであるが、当分の間、上記第 1 の 1 及び第 1 の 2 に掲げる物に係る申請等を既存の電子情報処理組織を用いて取り扱う際には、類別番号の変更に注意されたいこと。

第 2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる毒物に追加したと。

ふっ
弗化スルフリル及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に追加したと。

4 - クロロ - 3 - エチル - 1 - メチル - N - [4 - (パラトリルオキシ) ベンジル] ピラゾール - 5 - カルボキサミド及びこれを含有する製剤

3 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外したこと。

(S) - α - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1 R , 3 R) - 2 , 2 - ジメチル - 3 - (2 - メチル - 1 - プロペニル) - 1 - シクロプロパンカルボキシラートと (R) - α - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1 R , 3 R) - 2 , 2 - ジメチル - 3 - (2 - メチル - 1 - プロペニル) - 1 - シクロプロパンカル

ボキシラートとの混合物（（S）-α-シアノ-3-フェノキシベンジル=（1R, 3R）-2, 2-ジメチル-3-（2-メチル-1-プロペニル）-1-シクロプロパンカルボキシラート91%以上99%以下を含有し、かつ、（R）-α-シアノ-3-フェノキシベンジル=（1R, 3R）-2, 2-ジメチル-3-（2-メチル-1-プロペニル）-1-シクロプロパンカルボキシラート1%以上9%以下を含有するものに限る。）10%以下を含有するマイクロカプセル製剤

4 施行期日

平成14年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添3及び別添4に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の用途等については、別添5のとおりであること。